

事業概要等

1 事業概要

【目的】

我が国の少子化が進行する中、育児休業及び短時間勤務制度の利用を促進し、育児を行う労働者の雇用管理の改善を進めることにより、労働者の雇用の維持、安定を図る。

【概要】

育児休業あるいは育児のための勤務時間短縮制度を定め、同制度を利用する雇用保険被保険者に対し、連続して3ヶ月以上の経済的支援を行った事業主に対し、その経済的支援額の2/3(中小企業事業主は3/4)を助成する。

(受給手続き)

- ・助成金の支給は、経済的支援を開始した日から6ヶ月ごとに区切った期間(以下、「支給対象期」という。)ごとに、経済的支援を行った期間に応じ最大6回まで支給する。
- ・各支給対象期ごとに、各支給対象期の末日の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、支給申請を行う。

2 現状

(1) 予算の執行状況等

- 平成20年度予算額(補正後) 約 23億円に対し、執行額は約5億円(執行率 21.7%)。
平成21年度予算額(補正後) 約 10億円に対し、執行額は見込みで約7億円(執行率 約70%)。

○雇用保険料(そのうち事業主のみが負担する0.35%部分)のみを原資とする雇用保険二事業として実施。

○各都道府県労働局が支給事務を実施。

本省が、助成金の原資を各都道府県労働局へ予算示達。各都道府県労働局は、それを事業主への助成金として支出。

(2) 事業実績

○アウトプット指標

(延べ人数)

| | H20年度 | H21年度 |
|------------|--------|--------|
| 育児休業取得促進措置 | 1,981人 | 2,712人 |
| 短時間勤務促進措置 | 164人 | 330人 |

(参考1) 支給人数地域別内訳(平成21年度)

| | 育児休業 | 短時間勤務 |
|--------|--------|-------|
| 北海道・東北 | 191人 | 27人 |
| 関東・甲信越 | 1,126人 | 150人 |
| 東海・北陸 | 306人 | 56人 |
| 近畿 | 422人 | 49人 |
| 中国・四国 | 485人 | 14人 |
| 九州 | 182人 | 34人 |
| 計 | 2,712人 | 330人 |

○アウトカム指標

(参考2) 制度利用事業所数(平成21年度初回決定分のみ)

| 指標 | H20年度 | H21年度 |
|--------------------------|-------|-------|
| 本助成金を利用した労働者の継続就業率 90%以上 | 97% | 96.4% |

| | 育児休業 | 短時間勤務 |
|------|------|-------|
| 大企業 | 122社 | 28社 |
| 中小企業 | 106社 | 73社 |
| 計 | 228社 | 101社 |

(参考) 平成20年度の全国の育児休業終了後の復職率は88.9% (平成20年度雇用均等基本調査)